

農業の立て直しと食と地域の再生に向けて

平成21年12月22日

赤松農林水産大臣談話

本日、22年度に実施する戸別所得補償モデル対策の骨格が固まりました。これは、戸別所得補償制度による農政の大転換の第一歩となるものです。

我が国農業・農村は、農業者の減少・高齢化、農業所得の激減、農村の疲弊など危機的な状況にあります。食料自給率の向上を図るとともに、農業と地域を再生させ、農山漁村に暮らす人々が将来に向けて明るい展望を持って生きていける環境をつくり上げていくことが戸別所得補償制度の目的です。

このモデル対策のねらいは、自給率向上のために水田農業のてこ入れを行うことにあります。そのため、自給率向上のポイントとなる麦・大豆・米粉用米・飼料用米などについて、シンプルで分かりやすい助成体系の下に生産拡大を促す対策と、水田農業の経営安定を図るために、恒常的に赤字に陥っている米に対して補てんする対策をセットで行うことにしております。

これら2つの対策を合わせて総額5,618億円の予算を確保しました。この対策は、農政を全く新しい段階に導く歴史的な意義を持つものであると考えます。

先ずは、連年にわたり米価下落に対して有効な政策的手当がなされなのまま推移した農政に対して、すべての販売農家を対象に直接所得補てんを行う措置が導入されます。これは決してバラマキを行って不効率な農業構造を温存するものではありません。標準的な生産費を算出して、農家手取りの岩盤補償を全国的に行うものであり、効率的な経営を行うほど報われる仕組みとなっております。これにより、すべての農家が経営発展のための取組を公平に行う環境が整うこととなります。

次に、過去40年にわたって農村を疲弊させ、閉塞感を与えてきた生産調整政策について大転換が図られます。これまでの米の生産調整は、生産調整達成者のみに麦・大豆等の助成金を交付する、いわば、麦・大豆等の生産規制を行うという手法で進められてきました。一方で、それだけでは十分な効果が得られないために、生産調整に参加しない方に対して、様々な形で差別的な扱い、ペナルティ的な扱いが行われてきました。今後は、米の需給調整は米のメリット措置により実効を期し、麦・大豆等の生産は規制から解放されることとなります。40年ぶりの農政の大転換が行われるわけです。

年明けからは、農家の皆さんに対する米の生産数量目標の配分が、多くの市町村で始まります。どうかこの大転換の意義を十分認識され、地域でよく話し合っ、これまでのようなペナルティ的な取扱は是非なくしてもらいたい、できる限り多くの農家の方々が喜びをもって新しい農政に参加していただきたいと存じます。

農林漁業の立て直し、食と地域の再生は、今まさに第一歩を踏み出しました。今後の本モデル対策の効果を十分に検証し、23年度からは本格的な戸別所得補償制度を導入していきます。また、新しい付加価値の創造を支援し、農山漁村の6次産業化を推進するとともに、食の安全・安心を確保します。

これらの施策を重点的、効果的に進めることにより、欧米諸国がそうであるように国民の皆様が食と緑を大切に思い、適切に位置付けられる国づくりを目指して努力していきたいと存じます。

第4回 戸別所得補償制度推進本部

資料

平成21年12月22日

農 林 水 産 省

戸別所得補償制度モデル対策の懸案事項について

1 米戸別所得補償モデル事業

(1) 交付単価

定額部分の交付単価については、15,000円/10aを全国一律単価として設定し、当年産米の販売価格いかんにかかわらず交付する。

(参考) 交付単価の算定方法

a	標準的な生産に要する費用	13,703円/60kg
b	標準的な販売価格	11,978円/60kg
c	差引 (a - b)	1,725円/60kg
d	交付単価 (c × 530kg / 10a ÷ 60kg)	15,238円 / 10a ≒ 15,000円 / 10a

(注)

- ① 「標準的な生産に要する費用」については、平成14年産から平成20年産の米の生産費統計における経営費と家族労働費(8割)の7年中庸5年の平均。
- ② 「標準的な販売価格」については、平成18年産から平成20年産の全銘柄平均の相対取引価格の3年平均から流通経費等を控除したもの。

(2) 生産数量目標の達成を調整水田等の不作付により行う場合の扱い

- ① 米戸別所得補償モデル事業については、主食用米の需給調整を通じて食料自給率の向上に寄与するものであることから、本事業の実施により調整水田等の不作付が増加することは適当でないとの考え方に立ち、調整水田等の不作付による生産数量目標の達成は認められないとの考え方を前回示したところ。
- ② これに対して、生産現場からは、
ア 麦、大豆の転作作物が馴染まない湿田地帯では、需給調整の

達成のためには、調整水田等で対応せざるを得ない
イ 中山間等の条件不利地域では、傾斜地、不整形、小区画のほ場が多く、誰も引き受け手がいない水田があり、そのような水田は不作付地とならざるを得ない
ウ ブロックローテーションの取組により、連作障害を防ぐために一時的に調整水田の態様をとらざるを得ないケースがある等の実態があるとの意見が出された。

- ③ また、調整水田等の不作付地が全くないことを交付要件とすることは、これまで交付金の対象外であった水田を含めてすべての水田の利用状況等を確認しない限り交付金が交付されないこととなり、現時点では、対応が困難である。
- ④ このような状況を踏まえ、生産数量目標の達成に当たって調整水田等の不作付の対応を一定の場合に認めることとする。
- ⑤ しかしながら、不作付地をできる限りなくし、水田が有効に活用されるような環境を整えていくことは、我が国の自給率向上のみならず、地域農業振興の観点からも重要である。
- ⑥ このため、農業者が不作付地を持って生産数量目標を達成する場合には、不作付地となっている水田の地番、面積を明らかにした上で、作物の栽培ができない理由と期限を定めた改善計画を市町村に提出し、認定を受けるものとする。
- ⑦ これを受けて、モデル対策の実施期間に、市町村、地域協議会、地方農政事務所等が地域の不作付地を把握し、本格実施以後、地域を上げて、不作付地の改善に取り組むこととする。
併せて、市町村は地域協議会と連携して、農業者ごとの水田情報（水田台帳）の整備を進めることとする。

2 水田利活用自給力向上事業

(1) その他作物の単価設定方法

① その他作物 1 万円/10 a 部分については、野菜、果樹、花き、地力増進作物等、地域によって振興作物が様々であることから、地域の実態を踏まえ、柔軟に交付対象作物・単価を設定できる仕組みとする。

② 具体的な仕組みについては、次のとおりとする。

ア 設定主体

都道府県又は都道府県協議会は、国と協議の上、対象作物及び単価を設定する。

イ 対象作物

対象作物は、戦略作物以外の作物を基本とする。なお、必要に応じ、新規需要米を除く戦略作物への加算を行うことも可能とする。

ウ 単価の設定

制度の分かりやすさの観点から、都道府県内で一律の単価とし、その他作物の面積×1万円/10 a の範囲内で対象作物・交付単価を設定する。(交付単価の増減により1万円/10 a 以上の単価設定も可能)

この場合のその他作物の面積は、直近の交付面積を基に見込むものとする。

エ 単価の減額調整

計画よりも実際の取組が拡大した場合は、交付金額の範囲内におさまるよう、単価を圧縮して農業者に交付する。

(2) 激変緩和措置

現行の産地確立交付金において、水田利活用自給力向上事業の交付単価(麦・大豆3.5万円/10 a、野菜等その他作物1万円/10 a)以上の高単価を設定していた地域の中には交付額の減少により、地域における生産体制が維持できなくなる地域が生じるおそれがある。

このため、23年度の制度の本格実施に向けて、22年度も継続して安定的な生産体制が維持できるよう、減額となる地域における影響をできる限り緩和するため、総額310億円の激変緩和措置を講ずる。

① 単価設定の弾力的運用等

ア その他作物1万円枠を活用した単価調整

都道府県又は都道府県協議会は、国と協議の上、その他作物1万円枠を活用し、新規需要米を除く戦略作物への加算を行うことも可能とする。

イ 麦・大豆・飼料作物間での単価調整

全国統一単価としている麦・大豆・飼料作物について、都道府県段階で、3作物間の単価調整を可能とする。

具体的には、これまで単価の低かった飼料作物分の財源を活用し、麦・大豆への単価上乘せを可能とする。

ウ 二毛作助成による激変緩和効果

新規に実施する二毛作への助成により、二毛作可能地域の激変緩和が図られる。

② 激変緩和調整枠の設定

ア 調整枠

上記ではカバーできない交付額の減少分への対応として、水田利活用自給力向上事業の中で、260億円の調整枠を設ける。

イ 調整枠の県別配分

- ・ 地域協議会レベルの交付額の減少分の県別合計額に応じて配分する。
- ・ その際、上記①のイとウによる効果を県ごとに見込み、その効果分を差し引いて配分する。
- ・ ただし、①のイとウの効果により配分額がゼロとなる県もあることから、各県ともに最低限の配分がなされるよう調整する。

ウ 運用

国と協議の上で、都道府県段階又は地域段階で交付対象を決定し、これまで確立されてきた産地の生産体制を維持するため

の支援を実施する。

なお、交付金の交付は、国から農業者への直接支払とする。

(2) 新規需要米に転換する場合の扱い

- ① 水田経営所得安定対策の固定払が交付されている農業者が、麦・大豆から新規需要米に作付転換を行う場合には、作付品目にかかわらず交付される固定払と自給率向上事業の8万円/10aの交付金が同時に交付される可能性がある。
- ② これは、支援水準として高すぎるばかりでなく、自給率の低い麦・大豆の生産が減少することになるため、水田経営所得安定対策の固定払が交付されている農業者が、麦・大豆から新規需要米に作付転換した場合には、当該転換部分は自給率向上事業の交付対象としないとの考え方を前回示したところ。
- ③ これに対し、生産現場からは、
 - ア 転作作物の連作障害の防止等生産性向上の観点から、ブロックローテーションにおいて麦・大豆の一部を転換し、輪作体系の中に新規需要米を組み込むことが必要な場合がある
 - イ 麦・大豆の生産に不向きな湿田等においては、品質や収量が劣ることから、実需者ニーズに応じて他作物への転換が必要な場合がある等の実態があるとの意見が出された。
- ④ このような状況を踏まえれば、麦・大豆から新規需要米へ転換する場合に自給率向上事業の交付を一律に排除することが、逆に需要に応じた生産性の高い水田農業の展開を阻害する場合もあると考えられる。
- ⑤ したがって、水田経営所得安定対策の固定払が交付されている農業者が、麦・大豆から新規需要米へ転換する場合は、麦・大豆の作付の転換分に相当する水田経営所得安定対策の固定払について、当該農業者が交付申請を行わないことを要件として、新規需要米の8万円/10aの対象とする。

戸別所得補償モデル対策の説明会スケジュール

	スケジュール	備考
12月28日	全国説明会 （本省7F講堂）	
1月3日の週		
10日の週	ブロック別説明会 （12～15日、18～20日） （政務3役ご出席）（農政局主催）	
17日の週		
24日の週		ブロック単位説明会終了次第、 県別説明会 （2月中旬まで順次） （本省幹部出席）（農政事務所主催）
2月上旬	市町村等説明会 （農政局・農政事務所出席）	
中旬		
下旬		
3月上旬		
中旬		
下旬		

戸別所得補償制度に関するモデル対策

【5,618億円】

I 戸別所得補償制度が目指す方向

食料自給率の向上は、我が国の主要課題。

- 食料の輸出禁止や暴動をもたらした世界的な食料需給構造の変化、飢餓人口の増加など、自給率向上の必要性は高まっている。
- 平成22年春に策定する食料・農業・農村基本計画において、10年後に食料自給率50%を目指すための工程を示すべく検討中。

自給率向上のためには、日本の優れた生産装置である水田を余すことなく活用することが重要。

- 日本の農地の生産性は、海外と比べても高い水準を持っている。
(10アール当たりカロリー生産性が日本は欧米の2~3倍)
- 水田には、洪水防止機能、水源涵養機能、生物多様性の保全など、多面的な機能が備わっている。

米の需要が減少する中、自給率を向上させるためには、米以外の作物の生産を増大させることが必要。

その前提として、水田農業の経営を安定させ、自給率向上に取り組む環境を作っていくことが不可欠。

Ⅱ 平成22年度戸別所得補償モデル対策の概要

平成22年度においては、「制度のモデル対策」として

- ① 自給率向上のための戦略作物等への直接助成
- ② 自給率向上の環境整備を図るための水田農業経営への助成を内容とする対策を実施し、23年度からの本格実施への円滑な移行に資する。

1 自給率向上のための戦略作物等への直接助成

水田利活用自給力向上事業【2,167億円】

自給率の向上を図るため、水田を有効活用して、麦・大豆・米粉用米・飼料用米等の戦略作物の生産を行う販売農家に対して、主食用米並の所得を確保し得る水準を直接支払により交付する。

また、従来の助成体系を大幅に簡素化し、全国統一単価の設定など分かりやすい仕組みとする。

(1) 交付単価

作物	単価 (10a当たり)	別途経営所得安定 対策による助成
麦	35,000円	40,000円
大豆	35,000円	27,000円
飼料作物	35,000円	—
新規需要米 (米粉用・飼料用・バイオ燃料用米、WCS用稲)	80,000円	—
そば、なたね、加工用米	20,000円	—
その他作物 (都道府県単位で単価設定可能)	10,000円	—
二毛作助成(主食用米と戦略作物又は戦略作物同士の組み合わせ)	15,000円	—

(2) 交付対象者

これまで需給調整に参加してこなかった農家が参加しやすくなるよう、米の「生産数量目標」の達成にかかわらず助成対象とする。

(3) 激変緩和措置

現行に比べて助成額が減少する地域における影響をできる限り緩和するため、以下の激変緩和措置を講ずる。

ア 単価設定の弾力的運用等

- ・ その他作物に対する助成を活用した、新規需要米を除く戦略作物への加算
- ・ 麦・大豆・飼料作物の間の単価調整
- ・ 二毛作助成による、二毛作可能地域の激変緩和効果

イ 激変緩和調整枠の設定

- ・ アの取組を行っても、なお、減少分の激変緩和を行う必要がある場合の措置として、別途の「激変緩和調整枠」を設け、単価変動の大きい作物への加算を実施

2 自給率向上の環境整備を図るための水田農業経営への助成

米戸別所得補償モデル事業【3, 371億円】

意欲ある農家が水田農業を継続できる環境を整えることを目的に、恒常的に生産に要する費用が販売価格を上回る米に対して、所得補償を直接支払により実施する。

(1) 交付単価

定額部分 (10a当たり)	1万5千円 (標準的な生産に要する費用と標準的な販売価格の差額相当分の助成)
変動部分 (10a当たり)	当年産の販売価格が標準的な販売価格(過去3年平均)を下回った場合、その差額を基に変動部分の交付単価を算定

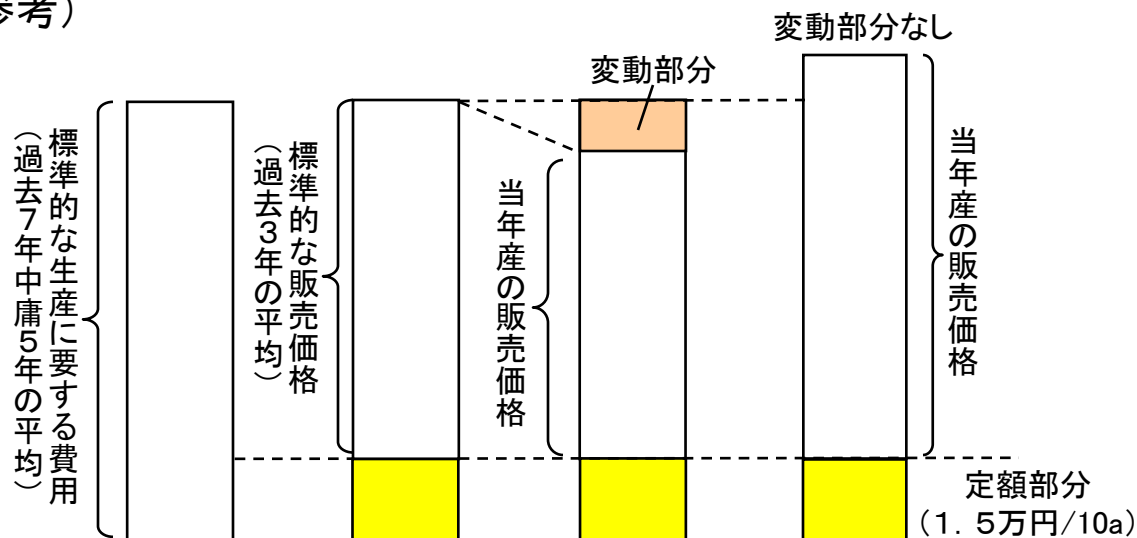
(2) 交付対象者

米の「生産数量目標」に即した生産を行った販売農家・集落営農のうち、水稻共済加入者又は前年度の出荷・販売実績のあるもの

(3) 交付対象面積

主食用米の作付面積から一律10a控除して算定

(参考)



3 推進事業等

(1) 戸別所得補償制度導入推進事業

【76億円】

戸別所得補償制度モデル対策の実施及び23年度からの本格実施への移行に必要なとなる、システム開発・端末整備や直接支払に要する経費を確保するとともに、現場における事業推進や要件確認を行う市町村等に対し必要な経費を助成する。

(2) 統計調査事業

【4億円】

平成23年度からの戸別所得補償制度の本格実施に向けて、なたね、そば等の生産費や単収に係る新たな統計データを把握できるよう、調査内容を拡充する。

関連資料

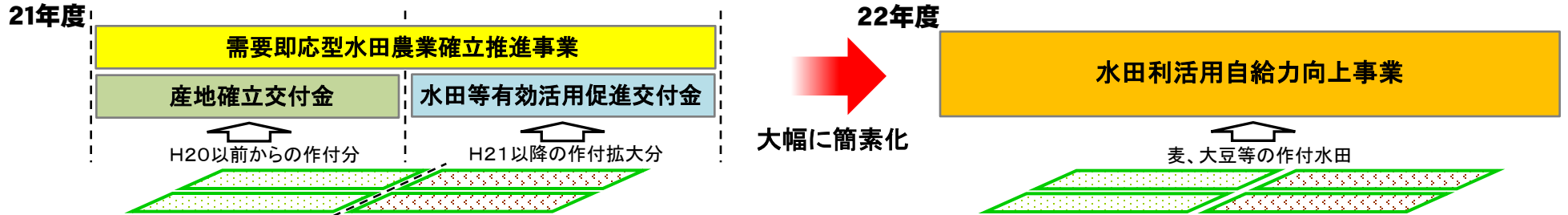
- 1 自給率向上事業の概要
(参考1)水田利活用自給力向上事業による農家の収入
(参考2)「二毛作助成」の扱い
- 2 米のモデル事業の概要
- 3 戸別所得補償制度推進事業の概要
- 4 自給率向上を図る上でのポイント

1 自給率向上事業の概要

(水田利活用自給力向上事業)
2,167億円

○ 水田を有効活用して麦、大豆、米粉・飼料用米等の生産を行う販売農家に対し、主食用米並みの所得を確保し得る水準を国からの直接支払により実施。

交付金体系の見直し (イメージ)



事業の仕組み

① 交付金単価

水田での作付面積に応じ、**全国統一単価**(**その他作物を除く**)で交付。

作物	単価(10a当たり)
麦、大豆、飼料作物	35,000円
新規需要米 (米粉用・飼料用・バイオ燃料用米、WCS用稲)	80,000円
そば、なたね、加工用米	20,000円
その他作物(都道府県単位で単価設定可能)	10,000円
二毛作助成(主食用米と戦略作物又は戦略作物同士の組み合わせ)	15,000円

※ 制度変更に伴い交付額が減少する地域に対し激変緩和を措置。

② 交付要件

捨て作りを防止し、需要に応じた生産を促進するため、実需者との出荷契約等を確認。

今回の対策の6つのポイント

- ① これまで需給調整に参加してこなかった農家が参加しやすくなるよう、生産数量目標の達成に関わらず助成対象。
- ② 作付拡大に対応できるよう、作付面積の実績に応じて、全国統一単価で交付(その他作物を除く)。
- ③ その他作物に対する交付は、単価(10,000円/10a)に基づく支援枠を設け、地域の実情に応じて柔軟に交付対象作物・単価を設定。
- ④ 水田の自給力の向上のため、新たに二毛作助成(戦略作物15,000円/10a)を実施。
- ⑤ 現行に比べて交付額が減少する地域の影響を緩和するため、交付単価の加算ができる激変緩和措置を講じる。
- ⑥ 麦、大豆については水田経営所得安定対策に基づく生産条件不利補正交付金(ゲタ交付金)を引き続き交付。(21年度の全国平均で小麦約40,000円、大豆約27,000円)

(参考1)

水田利活用自給力向上事業による農家の収入（10a当たりイメージ）

（単位：千円/10a）

	販売収入	販売収入 (流通経費除く) ①	経営所得 安定対策 相当額 ②		水田利活用 自給力向上 事業 ③	耕畜連携 粗飼料増産 対策事業 ④	収入合計 ⑤=①+②+③ +④	経営費 (副産物価額差引) ⑥	所得 ⑤ - ⑥
			うち 成績払						
小麦(田)	/	12	40	13	35	—	87	45	41
大豆(田)		21	27	7	35	—	83	42	41
米粉用米	42	25	—	—	80	—	105	62	43
飼料用米	20	9	—	—	80	—	89	62	28
[わら利用の場合]	20	9	—	—	80	13	102	62	41
主食用米	/	106	—	—	—	—	106	80	26

注1) 販売収入は、米粉用米4,800円/60kg(80円/kg: 現物弁済米の米粉用への販売価格)、飼料用米31円/kg(政府所有米穀の飼料用途向け売渡価格に応じた全農スキームの販売価格)を用いて算定。

注2) 単収は、米粉用米530kg/10a(水稻の平年単収)、飼料用米650kg(先駆的取組である山形県遊佐町で使用されている品種「ふくひびき」の試験成績(粗玄米重703kg/10a)と18、19の取組事例の平均値600kg/10aを勘案)を用いて試算。

注3) 流通経費は、米粉用米2,000円/60kg、飼料用米1,000円/60kg(全農事例)から試算。

注4) 主食用米、小麦、大豆の販売収入は、H19生産費調査(全階層平均、主産物)。

注5) 経営所得安定対策は、全国の平均単価を用いて試算。

注6) 飼料用米の13千円/10aは耕畜連携粗飼料増産対策事業の助成金(上限)。

注7) 面積当たり経営費は、米粉用米、飼料用米、主食用米は19年産生産費の全算入生産費から家族労働費、自己資本利子及び自作地地代を控除。さらに、米粉用米、飼料用米は主食用米の機械を活用するため、農機具費及び自動車費の償却費を控除(山形県遊佐町の事例でも同様の考え方で試算。)

9

(参考2)

「二毛作助成」の扱い

二毛作助成（1.5万円/10a）の対象作物については、食料自給率の向上を図る観点から、麦・大豆等の戦略作物の組み合わせによる二毛作を対象とする。（野菜等のその他作物を組み合わせた二毛作は交付対象から除く。）

二毛作助成単価

作付のパターン		交付金額(円/10a)	
基幹作物	二毛作物	基幹作物	二毛作物
・ 主食用米	+ 麦	(米モデル事業)	+ 1.5万円
・ 大豆	+ 麦	3.5万円	+ 1.5万円
・ 大豆	+ 野菜	3.5万円	+ -
・ 麦	+ そば	3.5万円	+ 1.5万円
・ 麦	+ 野菜	3.5万円	+ -
・ 米粉・飼料用米	+ 麦	8万円	+ 1.5万円
・ 米粉・飼料用米	+ 野菜	8万円	+ -
・ 野菜	+ 野菜	1万円程度	+ -
		(地域単価)	

二期作の助成額

二期作は、気象条件等地域の特性から、1年のうちに米の生産が2回行えることであり、水田の高度利用を行うという点で二毛作と同じ効果。

基幹作物	二毛作物	基幹作物	二毛作物
・ 米粉・飼料用米	+ 米粉・飼料用米	8万円	+ 1.5万円

稲作→麦→大豆・そばの二年三作の場合

稲作→麦→大豆・そばの二年三作については、稲作を当年産、麦+大豆・そばを翌年産としてカウント(収穫年で整理)する。

作付のパターン		交付金額(円/10a)	
基幹作物	二毛作物	基幹作物	二毛作物
(当年産) 主食用米	-	(米モデル事業)	
(翌年産) 麦	+ 大豆	3.5万円	+ 1.5万円

(当年産) 米粉・飼料用米	-	8万円	
(翌年産) 麦	+ 大豆	3.5万円	+ 1.5万円

※ 麦、大豆については水田経営所得安定対策に基づく生産条件不利補正交付金（ゲタ交付金）を別途交付。（21年度の全国平均で小麦約4万円、大豆約2.7万円）

(参考)

戦略作物とは、麦、大豆、飼料作物、米粉用・飼料用・バイオ燃料用米、WCS用稲、そば、なたね、加工用米をいう。

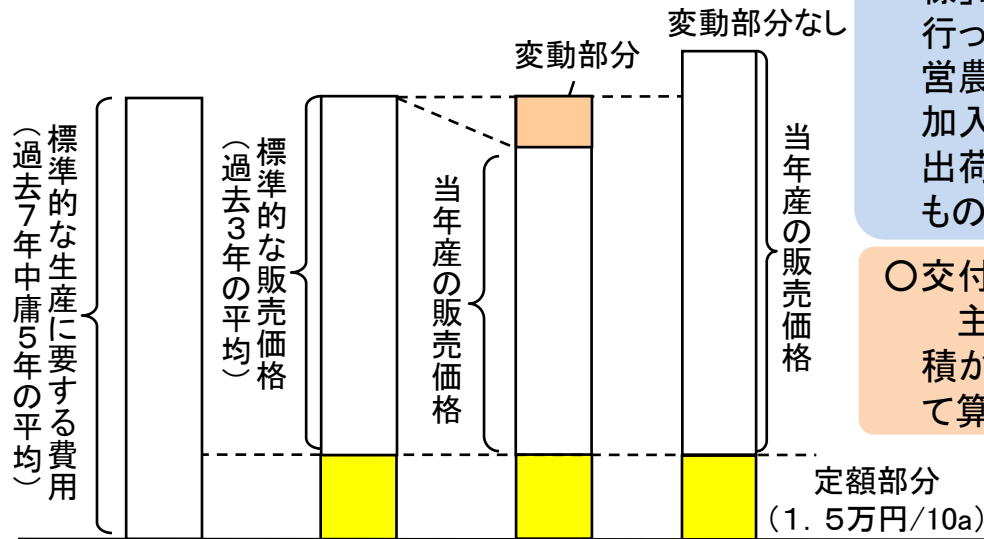
2 米のモデル事業の概要

(米戸別所得補償モデル事業)
3,371億円

- 意欲ある農家が水田農業を継続できる環境を整えることを目的に、恒常的に生産に要する費用が販売価格を上回る米に対して、所得補償を国からの直接支払により実施。

事業の仕組み

定額部分	10a当たり1万5千円(全国一律)
変動部分	当年産の販売価格が標準的な販売価格(過去3年平均)を下回った場合、その差額を基に変動部分の交付単価を算定



○交付対象者
米の「生産数量目標」に即した生産を行った販売農家・集落営農のうち、水稻共済加入者又は前年度の出荷・販売実績のあるもの

○交付対象面積
主食用米の作付面積から一律10a控除して算定

今回の対策の5つのポイント

- ① 生産数量目標に即した生産者に対してのメリット措置。
- ② 地域協議会などを經由せず、国から直接交付金を支払う。
- ③ 米価変動に対応し、補償対象の米価水準まで所得を補償する、いわゆる「岩盤対策」。
- ④ 要件の確認などは、市町村や地域協議会などと連携。
- ⑤ 自給率向上事業とセットで措置することで食料自給率の向上を実現。

3 戸別所得補償制度推進事業の概要

76億円

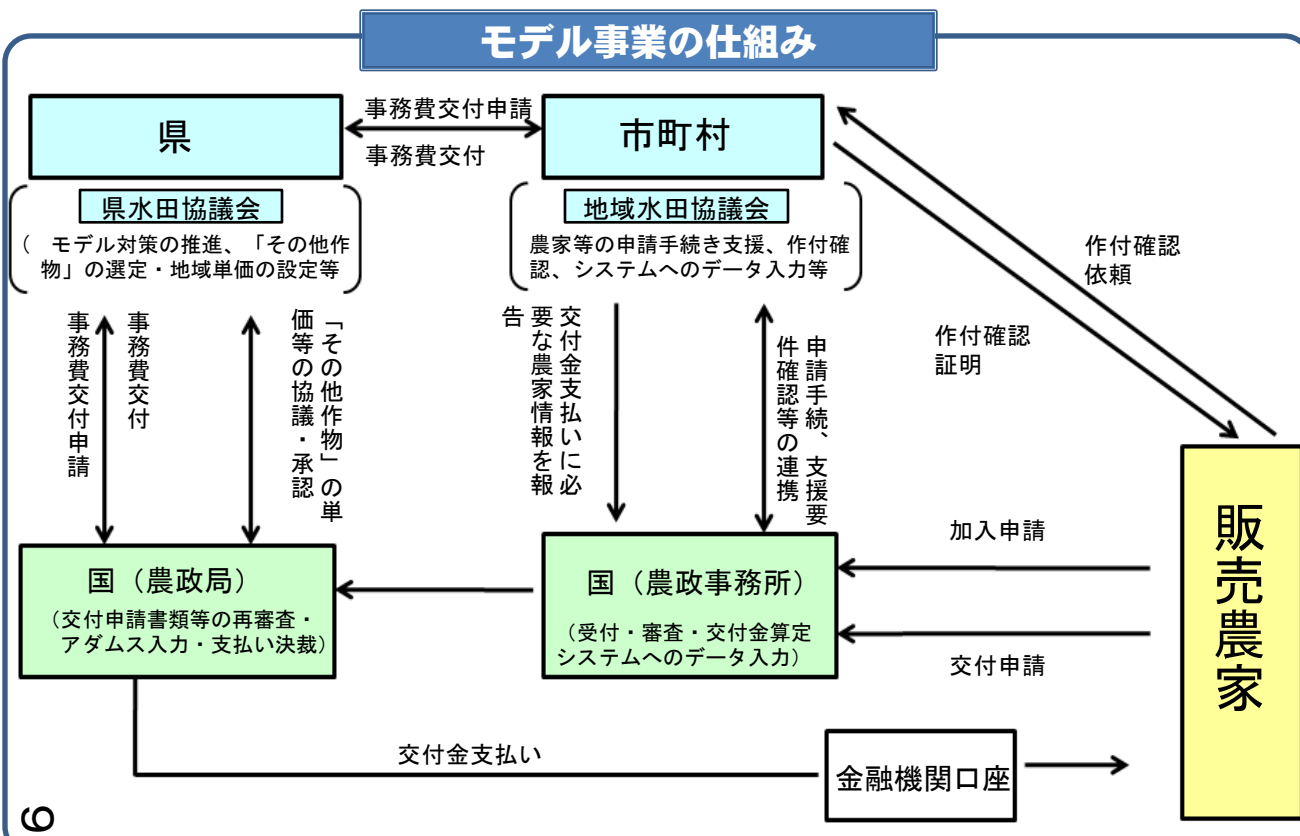
戸別所得補償制度モデル対策の実施及び23年度からの本格実施への移行に必要な、システム開発や直接支払に要する経費を確保するとともに、現場における事業推進や要件確認を行う都道府県や市町村等に対し必要な経費を助成する。

＜都道府県、市町村段階＞ 制度周知のための説明会の開催、実施計画書の配布・回収・記載内容の電算処理、作付確認等の事務に要する経費を助成する。

＜国段階＞ 制度周知のためのパンフレット等の作成、説明会の開催、交付申請から直接支払事務の執行に必要な入力システム開発や臨時雇用などの体制整備を行う。

モデル事業の仕組み

推進事業のポイント



- ①都道府県段階
 - ・市町村段階に対する説明会、指導・助言事業の推進（本格実施準備分含む）
 - ・水田活用自給力向上事業の「その他作物」の地域単価の設定
 - ・モデル事業効果検証アンケートの集計 等
- ②市町村段階
 - ・農業者に対する説明会及び現地指導（本格実施準備分含む）
 - ・実施計画書の配布・回収、データ入力（雇用人件費）
 - ・作付状況の現地確認
 - ・農政事務所に提出するデータ出力のための既存システムの修正
 - ・モデル事業効果検証アンケートの配布・回収及び入力 等

〔①②の交付先は、県又は県水田協議会（地域で選択）〕
- ③国段階
 - ・モデル事業の普及啓発
 - ・直接支払に伴う入力事務
 - ・直接支払に伴うシステム開発 等

4 自給率向上を図る上でのポイント

- 食料自給率の向上の要となるのは、水田を生き活きと活用して、主食用米以外の作物の増産を図ること。そのためには、米の需給調整を効率的に進めつつ、水田作の麦・大豆の単収向上、麦の二毛作の飛躍的拡大、不作付水田における飼料用・米粉用米の作付拡大等に取り組む必要。
- こうした課題に着実に取り組むためには、水田における麦、大豆等の作付拡大を目指した「水田利活用自給力向上事業」とセットで、「米戸別所得補償モデル事業」により米を対象とした所得補償を実施し、「水田農業の担い手」の経営を支える必要。



裏作麦約5万ha

- ・ 米の需給調整の推進
- ・ 稲作農家の経営安定

- ・ 単収の向上
- ・ 二毛作・水田裏作の飛躍的拡大

- ・ 単収の向上
- ・ 不作付地での作付拡大

- ・ 不作付の解消
(乾田地帯は大豆等、湿地帯は米粉用・飼料用米)

- ・ 単収の向上

- ・ 稲作農家は、水田において、米だけではなく、麦、大豆等の転作作物を作付
- ・ 一方、畑においても、麦、大豆等が作付けられているが、畑の作付拡大の余地があまりないのが実情
- ・ 水田をターゲットに、麦、大豆、米粉用・飼料用米の作付拡大を図ることが自給率向上のカギ

米のモデル事業と、麦、大豆等の自給率向上事業をセットで実施する必要

- これまで米の需給調整は転作作物への助成により推進してきたが、この方法では需給調整参加農家の努力により米価が維持され、非参加農家もメリットを享受。
- 戸別所得補償制度では、米の需給調整は米への支援で担保することで、参加した農家だけがメリットを受け、不公平感が解消
- 主食用米を作付けしない水田を余すことなく活用して、麦・大豆や米粉用・飼料用米などの生産を推進することで戦略的に自給率を向上

米のモデル事業

2つの事業をセット
で実施する必要

自給率向上事業

米の需給調整は米への支援で確保

これまで

- 米の需給調整を麦・大豆等への支援により確保

結果

需給調整参加農家の努力により米価を維持。
⇒非参加者にメリット

これから

- 米の需給調整は米への支援で確保

効果

参加農家だけがメリットを受ける。
⇒不公平感が解消

水田を余すことなく活用して食料自給率を向上

麦



- 水田裏作の拡大
- 単収の向上
- パン用等の新品種開発

大豆



- 作付拡大
- 単収の向上

米粉用米
飼料用米



- 作付の誘導
(調整水田等)
- 単収の向上

モデル対策に関する論点について

- 論点① 米ではなく、麦、大豆でモデル事業を行うべき
- 論点② なぜ余っている米に所得補償するのか
- 論点③ なぜ、モデル事業で「米」を対象とするのか
- 論点④ モデル事業なので地域限定で行うべき
- 論点⑤ 構造改革に資するものとすべき
- 論点⑥ なぜサラリーマン農家に所得補償するのか
- 論点⑦ 農家負担や地方負担を導入すべき

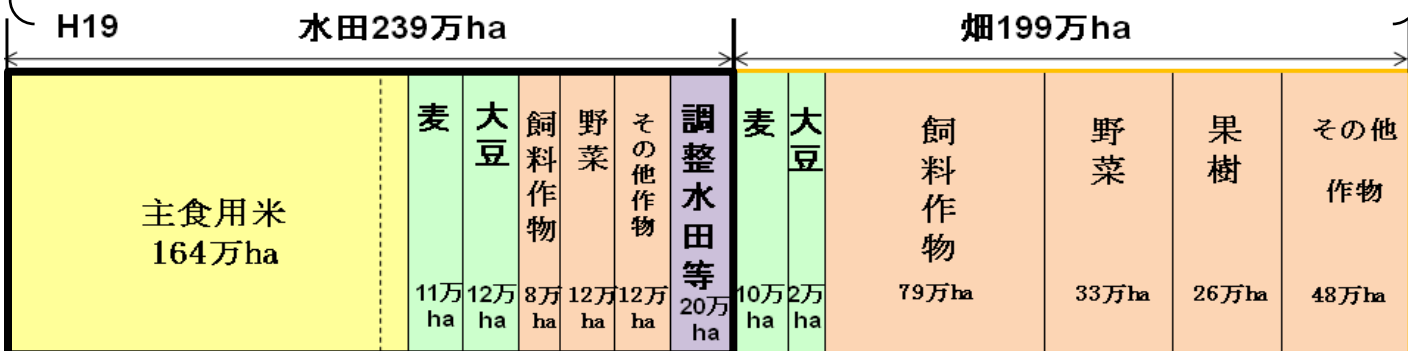
平成 2 1 年 1 2 月

農林水産省

論点①

自給率をアップさせるためには、米ではなく、麦、大豆でモデル事業を行うべき

稲作農家は米だけではなく、麦や大豆などの転作作物を水田に作付（米は全国平均で約4割の転作）。一方、畑にも麦、大豆が作付けられているが、畑は作付拡大の余地があまりない。



裏作麦約5万ha

水田をターゲットに、麦、大豆、飼料用・米粉用米の作付の拡大を図ることが自給率向上のカギ。

- ①米の需給調整を効率的に進めつつ
- ②麦について二毛作を飛躍的に拡大
- ③水田作の麦・大豆の単収を向上
- ④不作付水田で飼料用・米粉用米の生産を定着

自給率向上の要は、麦、大豆とセットで米に支援を行い、「水田農業の担い手」の経営安定を通じて、水田を生き活きと活用して転作作物の増産を図ること

論点②

なぜ余っている米に所得補償するのか

生産数量目標に従って米の作付を行う農家に対して、その数量の範囲で支払う仕組み。

余っている米には支払われない

稲作の担い手の所得も10年間で4割以上減少 → 稲作農家の経営継続が困難になりつつある。

担い手層の所得の推移(稲作3ha以上)

	平成9年	平成14年	平成19年	増減率(%) (9-19)
米価(農家手取り)	15,717	14,171	12,075	▲23.2%
経営費	8,483	8,016	7,822	▲7.8%
所得(米価-経営費)	7,234	6,155	4,253	▲41.2%

注:米価(農家手取り)は、それぞれの年産のコメ価格センターの平均価格から、相対価格との差額1000円と流通コスト2000円を引いたもの。

定額部分の助成を行うことにより、担い手の経営安定を図り、将来の構造改革を誘引する

担い手の高齢化の状況を踏まえれば、5~10年後には、担い手が急激に減少。その時になって対策を講じても間に合わない。

なぜ、モデル事業で「米」を対象とするのか

23年度からは、本格実施することが前提

その中で、

- ①価格やコストのデータがある、
- ②コスト割れが恒常的、
- ③コスト割れを補う支援がない

といった条件を満たすのは、「米」のみ



米でスムーズに実施できれば、
他の品目の追加への道が開ける

生産コストのデータがない品目: そば、なたね、水産など
コスト割れを補う支援策のある品目: 麦・大豆等の畑作物目、
加工原料乳、肉用牛など

モデル事業なので地域限定で行うべき

米は、

- ① 全国の農家が、需給調整に取り組んでおり、
- ② 各地で、生産コストや販売価格が異なる。



特定の地域だけでは、制度が適切に機能するかを検証できない。



全国を対象とすることが必要

仮に地域限定でモデル事業を行うと・・・

- ① 交付金を受け取れる農家と、受け取れない農家の間で、**不公平**が生じる。
- ② これにより、需給調整が緩めば、**別の財政支出**を強いられる。
- ③ 地域別の単価にすべきとの声が高まり、**全国一律単価の導入が不可能**になる。

構造改革に資するものとすべき

全国一律の単価

- ①規模拡大やコスト削減の努力をした農家や、
- ②販売価格を高める努力を行った地域ほど、
所得が増える仕組み



構造改革のインセンティブが働く



**一定水準まで所得を補償する
「岩盤」の導入**

- ① 担い手にとって、収入額の見通しが立つようになることで、規模拡大に取り組める環境ができる。
- ② サラリーマン農家の中からも、意欲を持って水田農業に取り組む者が出現することが期待できる。

なぜサラリーマン農家に 所得補償するのか

米の生産の大宗は、主業農家以外(サラリーマン農家と高齢農家)が担う状況

	主業農家 38%	準主業農家 24%	副業的農家 38%
米			
野菜	82%		8% 9%
酪農	95%		2 3

※準主業農家: 農外所得が主で、年間60日以上農業に従事する65歳未満の者がいる農家
 ※副業的農家: 年間60日以上農業に従事する65歳未満の者がいない農家

農業を主とする担い手のいない水田集落が全体の過半を占める

北海道14%、東北23%、関東42%、北陸47%、
東海67%、近畿63%、中国四国68%、九州57%



- 1 サラリーマン農家も、食料供給と多面的機能の維持に貢献。
- 2 担い手を一気に出現させるのは無理。サラリーマン農家を後押しして、担い手を育てていくのが現実的。
- 3 サラリーマン農家を需給調整に取り込む必要。

農家負担や地方負担を導入すべき

<農家負担>

モデル事業は、

- ① 自給率向上のための国家的な取組
- ② コスト割れを補償する措置

〔コストのうち家族労働費は8割を算入し、残り2割分は農家の自助努力を期待。〕



農家の負担を求めることは適当でない。

<地方負担>

モデル事業は、

- ① 自給率向上のための国家的な取組
- ② 国から直接、農業者に支払う方式



地方負担を求める理由が乏しい。

さらには、地方財政も苦しい中で、地方の理解を到底得られない。